

7. 漁協の経営再建もまだまだ

東日本大震災大津波により前述のとおり組合員の漁業生産と漁協経営の基盤を失いましたが、全国各地から「真崎わかめ」のパッケージ袋と一緒に見舞金を送ってくれた多くの真崎わかめ愛用者の支援いただき、平成25年10月総代会で「中期復旧・復興計画」策定して、組合員の生活と漁協の経営再建を進め、産地を復旧して、地域の復興の力になろうと取り組んでいます。

組合員と漁協の被災総額は76億円に及びましたが、漁協財務上は7.4億円の特別損失となり、これにより資本金は10.2億円に減少しました。

手持ち資金7.2億円で漁船の購入と養殖漁場の復旧を早急に進めることとして、理事会は3億円の出費を覚悟しました。

あれから、7年半が過ぎましたが経営再建は

まだまだです。長い年月で整備してきた漁業生産と漁協経営の基盤である数々の共同利用施設が壊滅して、その復旧のために国・県の水産業復興支援事業により5～6年の短期間で約86億円にも及ぶ巨額の事業費を投入してきました。このために借入金も最大で11億9千万円に及びました。復旧と借入金償還の資金を確保するために職員の採用を控え役員報酬は大幅減額するなど管理費の節減や事業費の見直しを進め他方、産地復活の担い手である組合員の共同利用施設の利用料負担を軽減しております。

(図4参照)

一方、資本金は震災による損失で10.2億円まで減少しました。平成29年度末には、14.5億円まで回復しました。しかし、これからが正念場です。減価償却額以上の償還財源を確保することが求められる一方、生産の減少・産地価格の低迷・燃油等生産費の増加などその厳しさ

は続くと思われすが、組合員の協同と田老魂で、この小さな漁村と小さな漁協を必ずや再建して、田老の復興の力になる覚悟です。

(図5参照)

4. 漁船・養殖施設・倉庫の復旧と利用料

種類	利用区分	規模 復旧台数	総事業費	1隻(1口) 年間の利用料	利用料の 減免総額	利用開始から5年後 の平成30年度の措置
サツバ船 (船外機)	主として採貝業漁業 を営む組合員	500	4.5 億円	100 千円	4.3 千円	組合員の申請により 無償措置
養殖和船 (船外機)	主として養殖漁業 を営む組合員	68	2.2 億円	354 千円	24 千円	無償措置
動力船 (船外機)	主として漁船漁業 を営む組合員	13	1.7 億円	1,450 千円	3 千円	利用漁船として継続
養殖施設 (コンテナ)	主として養殖漁業 を営む組合員	43	2.4 億円	57 千円	27 千円	無償措置
合計(漁協で負担した5年間の利用料)					97 千円	

注1 漁船の譲渡により、借入金を62百万円繰り上げ償還する。

5. 固定資産・資本・借入金 (単位:万円)

項目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①組合員数(年度末)		693	657	611	585	574	533	535	512	503
②総資本		245,504	147,192	226,444	299,415	327,440	279,289	297,470	233,521	232,955
③自己資本		172,519	101,935	110,540	119,850	120,532	126,205	130,007	140,570	145,936
(うち、出資金)		(47462)	(45214)	(41416)	(39649)	(40393)	(40496)	(41128)	(40350)	(40604)
④長期借入金		7,178	3,030	69,100	69,100	119,100	112,320	105,540	93,769	87,810
(当年度償還金)		2,148	2,148	3,030	0	0	6,780	6,780	6,780	10,950
⑤小計(③+④)		179,697	108,965	179,640	188,950	239,632	238,525	235,547	239,330	233,746
⑥固定資産		93,196	48,743	91,405	129,038	184,126	126,805	121,707	113,873	109,517
(うち、減価償却資産)		63,555	19,094	31,045	69,299	83,930	93,891	85,605	78,738	74,633
(当期減価償却費)		(11402)	(3424)	(3404)	(6977)	(11272)	(12392)	(12619)	(12390)	(12125)
⑦固定比率%		54.0%	47.8%	52.7%	107.7%	152.8%	100.5%	93.8%	81.0%	75.0%
⑧長期適合比率%		51.9%	45.6%	50.9%	69.3%	76.8%	53.2%	51.7%	47.6%	46.9%
⑨当期末処分剰余金		8,890	△69034	12,403	11,707	333	5,795	3,482	11,319	5,863
⑩内部留保		8,440	△66034	11,773	11,107	313	5,505	3,282	10,749	5,382

注1 大津波により固定資産の消滅による特別損失は7.4億円。(平成22年度で処理)



## 諫早開門に関する 福岡高裁判決を批判する

■ 熊本 一規  
(明治学院大学名誉教授)

本誌8月号「クローズアップ」欄においてドックスで取り上げましたが、さる7.30、福岡高裁が諫早湾開門の請求を無効とする判決を言い渡しました。判決は、長年にわたって漁業法を研究してきた多くの専門家が驚愕するような漁業権に関する判断を示し、漁業者の切実な要望を門前払いにしました。堤防排水門の開門を命じた確定判決(2010.12、同じ福岡高裁)を等閑視して期限が来て開門をしない国の責任には触れず、苦しみ続けてきた漁業者と地域の再生を願う住民の申し立てに定める判断ではありませんでした。「非常識な判決」(馬奈木昭雄・漁業者弁護団長)、「司法の役割を放棄したもの」(菊池裕太郎・日弁連会長)との批判も出されています。本誌では、今後も有明海・諫早湾問題に関する動向や論稿を掲載する企画をしていきたいと思いますが、この度、漁業権問題の専門家である熊本一規氏から今回の判決に関する時宜を得た投稿を頂きましたので掲載します。

はじめに

いう論旨で国の請求を認めた。

本年7月30日、国営諫早湾干拓事業をめぐり、福岡高裁(西井和徒裁判長)は一審の佐賀地裁判決を取り消して国の請求を認める判決(以下「本判決」という)を下した。

この訴訟は、潮受け堤防の排水門の開門調査を命じた2010年12月福岡高裁確定判決<sup>1</sup>に基づく制裁金の支払いを強制しないよう国が求めた訴訟であったが、本判決により開門義務を実施しない国に対する強制力が失われ、2010年12月福岡高裁確定判決は事実上無効となった。

本判決は、「共同漁業権は漁業法により10年で消滅するから、確定判決の際に漁業者が持っていた漁業権は2013年に消滅しており、その後新たに免許された共同漁業権とは別個で、その後新たに免許された共同漁業権とは別個で、漁業権の消滅と共に開門請求権も消滅した」と

しかし、本判決は、漁業法・漁業権についての基礎知識を著しく欠いた欠陥判決である。以下、詳述する。

漁業調整と漁場計画制度

福岡高裁判決のいう「共同漁業権は漁業法により10年で消滅する」は、漁業法の条文上、間違いではない。漁業の免許がなされる漁業権漁業には、共同・定置・区画の三種があるが、いずれにも存続期間があり(共同は十年、定置・区画は五年)、存続期間が過ぎれば免許の切替えがなされる。

では、なぜ漁業権に存続期間があるのだろうか。漁業権は、漁業を営んで収益を得ることをその目的とするから財産権であり、また、漁業法

<sup>1</sup> 当時の国が最高裁に上告しなかったため、確定判決となった。  
<sup>2</sup> 物権とは、直接に物を支配し一定の利益を享受することを内容とする権利で、侵害されたときに侵害行為の排除を請求できる妨害排除請求権を持っている。漁業権も、物権的権利であるから妨害排除請求権を持っており、本判決でいう「開門請求権」は妨害排除請求権に基づいている。

二十三条で物権とみなされている。<sup>2</sup> 漁業権が財産権であり物権とみなされるということは、それが私権であるということである。

他方で、漁業権は、漁業法が目的に掲げる漁業調整の見地から種々の公的制約を受けることになっている。それは、漁業法が「漁業調整（水面の総合利用を通じて漁業生産力の発展を図ること）」を目的としているからである。漁業は、本来、民の自由に委ねるべき営みである。しかし、それでは、全体として漁業生産力の発展を望めないから、漁業調整という公共目的に基づき漁業法が公的に介入するのである。

漁業調整を達成する基盤となるものが漁場計画制度である。漁場計画制度とは、免許しようとする漁業権の種類や内容を記載した漁場計画を立てておいたうえで免許申請を募り、申請が複数となった場合には、漁業法で定められている優先順位に従って免許するという制度である。

漁場計画は知事が立てることになっているが、知事は漁場計画を樹立する際には、必ず海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないとされている。したがって実質的に漁場計画を定めるのは海区漁業調整委員会である。<sup>3</sup>

漁業権に存続期間があるのは、時間の経過に伴う自然的・社会的諸条件の変化に応じて漁業調整を図るには、一定期間毎に漁場計画を樹立する必要があるからである。

### 人々の営みが権利を創る

漁場計画の樹立には、もう一つの重要な原則、「既存権利の保障」がある。それは、昭和37年11月8日水産庁長官通達にも次のように示されている。

漁場計画を樹立するに際しては、……現漁業権の免許時点から現在までの時日の経過に

ともなう自然的、社会的諸条件の変化を充分考慮して、一方において既存漁業者の地位を不当に脅かすことのないよう勘案し、他方において水面の総合利用を図る見地から衰退的な漁業権を整理し、それぞれの水面につき最も適切な漁場計画を樹立する必要がある。

この通達にいう「既存漁業者の地位」とは「既存権利を持つ漁業者の地位」ということであり、後述の「慣習上の漁業権」を尊重することを意味する。以下に説明しよう。

漁業には、漁業の免許を受ける漁業権漁業のほか、許可を受ける許可漁業、及び免許も許可も受けない自由漁業がある。海面は、一般公衆が自由に共同使用できる「公共用物（公共用水面）」であり、漁業も、本来、誰もが自由に営める自由漁業であるが、一般公衆の共同使用を妨げてしまうような漁業は、漁業調整の観点から一般的に禁止されている。しかし、そのような漁業といえども全面的に禁止して一切認めないことは、やはり漁業調整の観点から好ましくないもので、特定の者に禁止を解除して認めることがある。それが許可漁業である。

公共事業に伴う補償について定められた「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」2条5項は、「この要綱において、『権利』とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含むものとする」と規定するが、この2条5項について、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説』（国交省監修）は、「適例としては、入会権、慣行水利権、許可漁業あるいは自由漁業を営む実態が漁業権と同程度の地位を有する権利と認められるもの等がある」と解説する。つまり、許可漁業を営み続けられ、「権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益」、いいかえれば「慣習上の権利」

になるのである。

注目すべきは、許可漁業は許可によって権利になるのではないことである。許可によっては、一般的禁止が解除され、営むことが可能になるだけである。その段階では、許可漁業は単なる利益にすぎない。しかし、許可漁業が継続して行われ続けると、それは利益から権利に成熟していき、慣習に基づいて権利になるのである。

2条5項の解説に示されるように、許可漁業のみならず、自由漁業も、継続して行われ続けると利益から権利に成熟していき、「慣習上の権利」になる。

この「慣習上の権利」は、「漁業権と同程度の地位を有する権利」であるから、財産権であり、「物権とみなされる」権利である。

### 許可の更新や免許の切替えは原則として拒めない

知事や大臣から出される「漁業の許可」にも存続期間があり、存続期間が過ぎれば「許可の更新」が必要である。

では、更新の際、知事や大臣は更新を拒むことができるであろうか。常識的には、「許可するか否かは知事等の裁量に委ねられているから更新を拒める」ということになろう。

しかし、実は、更新を拒むことは原則としてできず、更新をしない場合には、それまで許可漁業を営んできた漁民に、その漁業収入に匹敵する収入を得られるような他の漁業を手当てしなければならない。なぜなら、前述のように、操業期間の間に許可漁業が「慣習上の権利」に成熟しているからである。

憲法二十九条一項は「財産権は、これを侵してはならない」と規定している。したがって、慣習に基づいて財産権に成熟している許可漁業の更新を拒むことは原則としてできない。同様

に、漁業権漁業も、存続期間の間に「慣習上の権利」に成熟しているから、免許の切替えを拒むことは原則としてできないのである。

### 共同漁業は「慣習上の入会漁業」と同じ漁業である

漁業権の中でも共同漁業権は特別の性格を持っている。それは、免許に基づかなくても営めるという性格である。そのことは、「定置漁業及び区画漁業は漁業権に基づくのでなければ営んではならない」と規定している漁業法九条に示されている。定置漁業及び区画漁業が「漁業の免許を受けなければ営めない」ということは、共同漁業は「漁業の免許を受けなくても営める」ということだからである。

共同漁業が免許に基づかなくても営めるのは、それが、漁村部落<sup>4</sup>における「慣習上の入会漁業」と同じ漁業だからである。そのことは、漁村部落の漁民であれば、共同漁業の免許を受けた漁協に属さなくても共同漁業を営める旨を規定している漁業法十四条十一項にも示されている。

共同漁業権は「慣習上の入会漁業権」を近代法で規定したものである。入会漁業の慣習は、漁業法があろうがなかろうが、それが形成された江戸時代以来、現場では続いている。<sup>5</sup>

なるほど、「法の適用に関する通則法」<sup>6</sup>は、慣習と法律との関係を「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する」と規定しているから、ある事項について慣習と矛盾する法律ができれば、その事項に関する限りは法律のほうが優先することになる。しかし、その場合も、法律によって変更を加えられた実態（慣習）がその後、続くことになるから、

<sup>3</sup> 海区漁業調整委員会は、選挙による漁民委員九名、知事選任による学識経験者四名、公益代表委員二名、計一五名から成り、科学的、合理的な見地から漁場計画を策定するとともに、漁民の意見を反映させて漁民の総意に基づく漁場秩序作り図っていくことになっている。要するに、委員会は漁民の自治のための機関なのである。

<sup>4</sup> 漁業法では「関係地区」と呼ばれている。

<sup>5</sup> ただし、江戸時代には、漁村部落の地先水面を入会地のように排他的に支配する権利であったが、明治に入って海面は公共用水面となったため、「入会漁業を営む権利」になった。

<sup>6</sup> 平成18年法律第78号。それまでは「法例」（明治23年法律第97号）と呼ばれていた。

慣習自体はなくならず、慣習に基づく入会漁業権もなくなる。

したがって、諫早湾の漁民は、共同漁業権が切り替えられても、「慣習上の入会漁業権」に基づき、開門請求権を持つのである。

### 司法が漁村の地域社会を壊す

以上、共同漁業が「慣習上の入会漁業」と同じ漁業であるとの「共同漁業権の真髄」を踏まえたとて諫早漁民が開門請求権を持つことを説明したが、開門請求権を主張するには必ずしも「共同漁業権の真髄」にまで触れる必要はない。免許切替え後の新しい共同漁業権に基づいて開門請求権を主張すればいいだけのことである。本判決は、「共同漁業権の真髄」を踏まえていないのはもちろんのこと、漁業法の条文に関しても、そのうちの本判決にとって都合の良い、ごく一部のみをつまみ食いしただけの判決なのである。ちなみに、もしも本判決が正しければ、漁業補償額が免許の残存期間の長さによって変わってくることになるが、そんな馬鹿な算定があるはずはないことから、本判決の誤りは誰にでもすぐに分かることである。

本判決は、「共同漁業権の真髄」を全く理解していない点で「共同漁業権が漁協の権利である」旨を示した平成元年最高裁判決と同様である。漁協は共同漁業の免許を受けるだけで共同漁業を営めないのだから、「共同漁業を営む権利」である共同漁業権を持つはずはない。共同漁業の免許を何故漁協が受けるかについては、現行漁業法の解説書である水産庁『漁業制度の改革』（1950年）に「入会集団は法人格を持たないため漁業の免許を受けられないので、入会集団をして組合を創らせ、そこに免許するようにした」<sup>7</sup>旨、詳述されているが、平成元年

最高裁判決は、同書を一顧だにしていない。

### 漁村社会の崩壊を防ぐには

有明海では、既に19名もの漁民が生活苦によって自殺したといわれている。共同漁業権の切替えに際しては、「ダム建設に同意しなければ切替えをしない」との県からの脅しにより、山形県小国川漁協の沼沢勝善元組合長も自殺に追い込まれた。

平成元年最高裁判決にしても本判決にしても、漁業法についてあまりにも不勉強で無知であり、判決が漁民の生活、さらには生命を脅かすことに裁判官があまりにも無自覚、かつ無責任である。

このような漁民に対する暴挙に等しい判決が続けば、漁民の権利を侵害し、生活を困窮させ、ひいては漁村社会を崩壊させることになる。

共同漁業権が入会権的権利であることを尊重し、守り続けてきたのは水産庁である。平成元年最高裁判決に対し、水産庁は、共同漁業権の分割・変更・放棄に際して入会集団の同意が必要になる<sup>8</sup>ような平成十三年漁業法改正で、その弊害が漁村に及ぶのを防ごうとしてきた。

しかし、依然として平成元年最高裁判決が本判決に引用されていることが示すように、法改正による対処だけでは司法による暴挙を防ぐことは難しい。それどころか、平成元年最高裁判決の誤りが本判決の誤りを生んだように、誤りが誤りを生んで、漁業権の解釈が歪められ、漁村社会が崩壊の危機に瀕している。

漁村社会の崩壊を防ぐには、法改正のみならず、名著『漁業制度の改革』の現代版を著すなど、司法が間違っていることを明確に示す、もっと踏み込んだ水産庁の対応が必要なのではないか。

<sup>7</sup> 水産庁で「漁業法の神様」と呼ばれていた浜本幸生氏は、このことを「漁業法の哲学」と呼ばれ、漁業法を理解するうえでもっとも重要な真髄といわれていた。

<sup>8</sup> 改正漁業法三十一条で規定された。

## 【連載】漁村駆けある記 (6)

### アワビを育てる —愛知県立三谷水産高校—

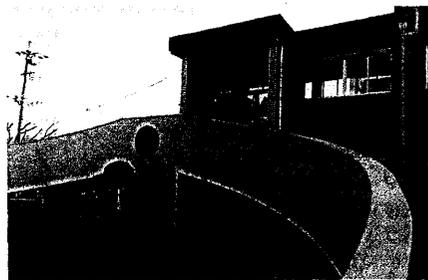


エッセイスト・三重大学特任教授  
川口 祐二

#### 新聞記事を追いながら

名古屋駅で豊橋行きの電車に乗った。JR東海道本線の上り列車である。三河三谷駅で下りた。愛知県立三谷水産高校を訪ねようとしている。駅前にはひっそりとしたもので、人影はほとんどない。駅舎の板壁に取り付けられている附近案内図を見て、大体の方角を確かめて歩いたが、午後1時半の街は静かであった。海洋資源科の部活動の1つである増殖部で、アワビの陸上養殖に挑んでいるということを、中日新聞の夕刊の記事を読んだからである。記事は、「目耳録」という小さな囲みのニュースであった。次はその記述の一部。

人工海水を浄化しながら飼育する「陸上養



校章のあるスロープを昇った所に玄関のある  
三谷水産高校

殖」で、一般市場への出荷が実現すれば画期的な出来事となったはずだ。15グラムの稚貝に、食味が良くなるワカメを与えて昨春から育てていたが、到達できたのは、40グラム前後。業者の判断は厳しかった。

生徒が育てるアワビ350個を、おせち料理に出荷することを目標に、日夜、懸命に努力をしたが、年末までに予定の1個50グラムまでには成長しなかったのである。

このような内容の短い記事を読んで、2018年度はどうするのかを知りたいと思い、学校長あてに手紙を出した。1月半ば、17日のことであった。日を措かず、校長の丸崎敏夫さんから電話を貰った。来年度もやります。お越し下されば、担当の林先生からも説明させますし、生徒たちにも会って貰って、作業などを見ていただければ、どうでしょう。このように話される校長の明るい声が、受話器の向こうにあった。

三谷水産高校は誕生して80年ほどの歴史がある。海洋科学、情報通信、海洋資源、水産食品の4学科があり、海洋科学は海洋漁業と海洋工学の2つのコースがあり、海洋資源科も栽培漁業と海洋環境の2コースが